

特定非営利活動法人東屋
定款

特定非営利活動法人東屋定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人東屋という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都小金井市本町一丁目17番9-201号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を東京都足立区綾瀬六丁目7番15-104号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、日中の文化交流、多文化交流、地域コミュニティの構築、動物愛護活動、刑務所出所者等の社会復帰支援、老親介護の相談支援等を行うことで、日中友好の懸け橋になるとともに、日本にいるすべての人々の心豊かな生活の実現を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 日中友好交流の促進に関する事業
- (2) 子ども食堂及び多文化コミュニティ食堂の運営に関する事業
- (3) 飼い主のいない犬猫の保護、譲渡に関する事業
- (4) 刑務所出所者等の社会復帰支援に関する事業
- (5) 老親介護の相談支援に関する事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり、翌年10月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	星野 太平洋
理 事	土田 健一
理 事	難波 武士
理 事	吉野 量哉
監 事	長島 武蔵
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年1月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年10月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員 (個人)	50,000円
	正会員 (団体)	100,000円
	賛助会員 (個人)	4,000円
	賛助会員 (団体)	10,000円
(2) 年会費	正会員 (個人)	0円
	正会員 (団体)	0円
	賛助会員 (個人)	一口 1,000円
	賛助会員 (団体)	一口 5,000円

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人東屋

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏 名		
1	○理事・監事	ホシ ヒロシ 星野 太平洋	有・○無	理事長
2	○理事・監事	ツチダ ケンイチ 土田 健一	有・○無	
3	○理事・監事	ナニバ タケシ 難波 武士	有・○無	
4	○理事・監事	ヨシノ ヒロユキ 吉野 量哉	有・○無	
5	理事・○監事	ナガシマ ムサシ 長島 武蔵	有・○無	
6	理事・監事		有・無	
7	理事・監事		有・無	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		有・無	
10	理事・監事		有・無	

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人東屋

1 事業実施の方針

設立初年度は、設立後の諸手続きや事業実施に向けた広報活動を行いつつ、日中の文化交流、多文化交流、地域コミュニティの構築、動物愛護活動、刑務所出所者等の社会復帰支援、老親介護の相談支援等を行うことで、日中友好の懸け橋になるとともに、すべての人々の心豊かな生活の実現を図り、もって広く公益に寄与するため、下記事業を立ち上げ、推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【3,193】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
日中友好交流の促進に関する事業	日本文化を中国に広げる活動をしている中国国籍の方との連携により日中の文化交流を目的とした伝統芸能、武術、音楽、食など体験できるイベントを開催	法人成立後 年4回	東京都内 公共施設	10人	国際交流に関心のある 一般市民	100人 /回	852
子ども食堂及び多文化コミュニティ食堂の運営に関する事業	子ども食堂や地域の方々、外国人の方々も気軽に参加、交流ができるコミュニティ食堂を運営	法人成立後 年4～ 5回	東京都・ 埼玉県内 公共施設	5人	東京都、埼玉県その他 周辺地域の 一般市民	30人 /回	568
飼い主のいない犬猫の保護、譲渡に関する事業	飼い主のいない犬猫の不妊去勢手術に向けての捕獲及び病院へ搬送。その他必要な治療実施。保護活動の拠点事業所、保護活動会員自宅にて里親が見つかるまで飼養あるいは元の生活環境へ戻す活動を実施。	随時	東京都 埼玉県	10人	動物（特に犬猫）の愛護、適正な飼養などに関心のある 一般市民	400人 /年	1,470
	ホームページ、SNSによる、犬猫のしつけ、医療などについての情報提供、里親募集。	法人成立後 通年	法人事務所	1人			

刑務所出所者等の社会復帰支援に関する事業	NPO法人設立メンバーに受刑中の方々が読む雑誌の編集に携わっている者や以前より出所者の再犯防止に努め相談支援を行っている者がいるため、全国の刑務所へのアクセスが容易であり、法人成立後、刑務所へチラシを配布	法人成立後 月1～2回	全国	3人	受刑者及び出所者	500人	103
	受刑者及び刑務所出所者との手紙、メール、対面等で社会復帰に向けた相談支援を実施(長年刑務所内とのやりとりを続けている従事者と薬物更生支援を経て社会復帰を遂げている者で相談や更生の支援をこれまで行ってきた経験のある者が対応)						
	東京都内の不動産業や建設業などの企業との連携で予定があり、企業の協力のもとで居住先と就業先をサポート	随時	東京都			10人	
老親介護の相談支援に関する事業	老親介護に悩みを抱える方々からの相談を受け付け、介護業界に携わる従事者がメールや電話で解決方法をアドバイス 居住地により異なる行政のサポートや地域包括センター、民生委員などを紹介 必要に応じて高齢者入居施設情報や地域のデイサービス、ショートステイなど地域の実情に合わせて施設を紹介	法人成立後 通年	法人事務所	2人	全国の老親の介護に悩みを抱える方々	500人	200

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人東屋

1 事業実施の方針

令和8年度は、日中の文化交流、多文化交流、地域コミュニティの構築、動物愛護活動、刑務所出所者等の社会復帰支援、老親介護の相談支援等を行うことで、日中友好の懸け橋になるとともに、すべての人々の心豊かな生活の実現を図り、もって広く公益に寄与するため、下記事業を推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【5,744】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
日中友好交流の促進に関する事業	日本文化を中国に広げる活動をしている中国国籍の方との連携により日中の文化交流を目的とした伝統芸能、武術、音楽、食など体験できるイベントを開催	年6回	東京都内公共施設	10人	国際交流に関心のある一般市民	100人/回	1,278
子ども食堂及び多文化コミュニティ食堂の運営に関する事業	子ども食堂や地域の方々、外国人の方々も気軽に参加、交流ができるコミュニティ食堂を運営	月1回	東京都・埼玉県内公共施設	10人	東京都、埼玉県その他周辺地域の一般市民	30人/回	935
飼い主のいない犬猫の保護、譲渡に関する事業	飼い主のいない犬猫の不妊去勢手術に向けての捕獲及び病院へ搬送。その他必要な治療実施。保護活動の拠点事業所、保護活動会員自宅にて里親が見つかるまで飼養あるいは元の生活環境へ戻す活動を実施。	随時	東京都埼玉県	10人	動物（特に犬猫）の愛護、適正な飼養などに関心のある一般市民	400人/年	3,168
	ホームページ、SNSによる、犬猫のしつけ、医療などについての情報提供、里親募集。	通年	法人事務所	1人			

刑務所出所者等の社会復帰支援に関する事業	NPO法人設立メンバーに受刑中の方々が読む雑誌の編集に携わっている者や以前より出所者の再犯防止に努め相談支援を行っている者がいるため、全国の刑務所へのアクセスが容易であり、法人成立後、刑務所へチラシを配布	月1～2回	全国	3人	受刑者及び出所者	500人	123
	受刑者及び刑務所出所者との手紙、メール、対面等で社会復帰に向けた相談支援を実施(長年刑務所内とのやりとりを続けている従事者と薬物更生支援を経て社会復帰を遂げている者で相談や更生の支援をこれまで行ってきた経験のある者が対応)						
	東京都内の不動産業や建設業などの企業との連携で予定があり、企業の協力のもとで居住先と就業先をサポート	随時	東京都			10人	
老親介護の相談支援に関する事業	老親介護に悩みを抱える方々からの相談を受け付け、介護業界に携わる従事者がメールや電話で解決方法をアドバイス 居住地により異なる行政のサポートや地域包括センター、民生委員などを紹介 必要に応じて高齢者入居施設情報や地域のデイサービス、ショートステイなど地域の実情に合わせて施設を紹介	通年	法人事務所	2人	全国の老親の介護に悩みを抱える方々	500人	240

令和7年度 活動予算書

成立の日から令和8年10月31日まで

特定非営利活動法人東屋
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	500,000		
賛助会員受取会費	720,000	1,220,000	
2. 事業収益			
日中友好交流の促進に関する事業収益	1,200,000		
子ども食堂及び多文化コミュニティ食堂の運営に関する事業収益	50,000		
飼い主のいない犬猫の保護、譲渡に関する事業収益	900,000		
刑務所出所者等の社会復帰支援に関する事業収益	0		
老親介護の相談支援に関する事業収益	0	2,150,000	
3. 受取寄附金等			
受取寄附金	800,000	800,000	
経常収益計			4,170,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	34,000		
ボランティア謝礼	90,000		
旅費交通費	600,000		
通信運搬費	230,000		
施設使用料	95,000		
広告宣伝費	14,000		
地代家賃	300,000		
水道光熱費	75,000		
食材費	250,000		
医療費	750,000		
消耗品費	755,000		
その他経費計	3,193,000		
事業費計		3,193,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	100,000		
法定福利費	0		
人件費計	100,000		
(2) その他経費			
会議費	4,000		
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	50,000		
広告宣伝費	100,000		
地代家賃	500,000		
水道光熱費	120,000		
支払手数料	5,000		
消耗品費	10,000		
その他経費計	799,000		
管理費計		899,000	
経常費用計			4,092,000
税引前当期正味財産増減額			78,000
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			8,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			8,000

令和7年度 活動予算書の注記

特定非営利活動法人東屋

- 重要な会計方針
計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。
- 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	日中友好交流の促進に関する事業	子ども食堂及び多文化コミュニティ食堂の運営に関する事業	飼い主のいない犬猫の保護、譲渡に関する事業	刑務所出所者等の社会復帰支援に関する事業	老親介護の相談支援に関する事業	事業費計	管理部門	合計
I 経常収益								
1. 受取会費	0			0	0	0	1,220,000	1,220,000
2. 事業収益	1,200,000	50,000	900,000	0	0	2,150,000	0	2,150,000
3. 受取寄附金等	0	500,000	0	0	0	500,000	300,000	800,000
経常収益計	1,200,000	550,000	900,000	0	0	2,650,000	1,520,000	4,170,000
II 経常費用								
(1) 人件費								
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0
給料手当	0	0	0	0	0	0	100,000	100,000
法定福利費	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費計	0	0	0	0	0	0	100,000	100,000
(2) その他経費								
会議費	4,000	5,000	5,000	10,000	10,000	34,000	4,000	38,000
ボランティア謝礼	40,000	50,000	0	0	0	90,000	0	90,000
旅費交通費	440,000	5,000	25,000	50,000	80,000	600,000	10,000	610,000
通信運搬費	80,000	25,000	15,000	30,000	80,000	230,000	50,000	280,000
施設使用料	80,000	15,000	0	0	0	95,000	0	95,000
広告宣伝費	8,000	3,000	0	3,000	0	14,000	100,000	114,000
地代家賃	0	0	300,000	0	0	300,000	500,000	800,000
水道光熱費	0	0	75,000	0	0	75,000	120,000	195,000
食材費	0	250,000	0	0	0	250,000	0	250,000
医療費	0	0	750,000	0	0	750,000	0	750,000
支払手数料	0	0	0	0	0	0	5,000	5,000
消耗品費	200,000	215,000	300,000	10,000	30,000	755,000	10,000	765,000
その他経費計	852,000	568,000	1,470,000	103,000	200,000	3,193,000	799,000	3,992,000
経常費用計	852,000	568,000	1,470,000	103,000	200,000	3,193,000	899,000	4,092,000
当期経常増減額	348,000	-18,000	-570,000	-103,000	-200,000	-543,000	621,000	78,000

令和8年度 活動予算書

令和8年11月1日から令和9年10月31日まで

特定非営利活動法人東屋
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	870,000	870,000	
2. 事業収益			
日中友好交流の促進に関する事業収益	2,400,000		
子ども食堂及び多文化コミュニティ食堂の運営に関する事業収益	120,000		
飼い主のいない犬猫の保護、譲渡に関する事業収益	2,520,000		
刑務所出所者等の社会復帰支援に関する事業収益	0		
老親介護の相談支援に関する事業収益	0	5,040,000	
3. 受取寄附金等			
受取寄附金	1,000,000	1,000,000	
経常収益計			6,910,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	54,000		
ボランティア謝礼	180,000		
旅費交通費	888,000		
通信運搬費	348,000		
施設使用料	156,000		
広告宣伝費	24,000		
地代家賃	360,000		
水道光熱費	180,000		
食材費	600,000		
医療費	1,800,000		
消耗品費	1,154,000		
その他経費計	5,744,000		
事業費計		5,744,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	120,000		
法定福利費	0		
人件費計	120,000		
(2) その他経費			
会議費	4,000		
旅費交通費	12,000		
通信運搬費	60,000		
広告宣伝費	0		
地代家賃	600,000		
水道光熱費	144,000		
支払手数料	120,000		
消耗品費	12,000		
その他経費計	952,000		
管理費計		1,072,000	
経常費用計			6,816,000
税引前当期正味財産増減額			94,000
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			24,000
前期繰越正味財産額			8,000
次期繰越正味財産額			32,000

令和8年度 活動予算書の注記

特定非営利活動法人東屋

- 重要な会計方針
計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。
- 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	日中友好交流の 促進に関する事 業	子ども食堂及び 多文化コミュニ ティ食堂の運営 に関する事業	飼い主のいない 犬猫の保護、譲 渡に関する事業	刑務所出所者等 の社会復帰支援 に関する事業	老親介護の相談 支援に関する事 業	事業費計	管理部門	合計
I 経常収益								
1. 受取会費	0			0	0	0	870,000	870,000
2. 事業収益	2,400,000	120,000	2,520,000	0	0	5,040,000	0	5,040,000
3. 受取寄附金等	0	500,000	0	0	0	500,000	500,000	1,000,000
経常収益計	2,400,000	620,000	2,520,000	0	0	5,540,000	1,370,000	6,910,000
II 経常費用								
(1) 人件費								
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0
給料手当	0	0	0	0	0	0	120,000	120,000
法定福利費	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費計	0	0	0	0	0	0	120,000	120,000
(2) その他経費								
会議費	6,000	12,000	12,000	12,000	12,000	54,000	4,000	58,000
ボランティア謝礼	60,000	120,000	0	0	0	180,000	0	180,000
旅費交通費	660,000	12,000	60,000	60,000	96,000	888,000	12,000	900,000
通信運搬費	120,000	60,000	36,000	36,000	96,000	348,000	60,000	408,000
施設使用料	120,000	36,000	0	0	0	156,000	0	156,000
広告宣伝費	12,000	9,000	0	3,000	0	24,000	0	24,000
地代家賃	0	0	360,000	0	0	360,000	600,000	960,000
水道光熱費	0	0	180,000	0	0	180,000	144,000	324,000
食材費	0	600,000	0	0	0	600,000	0	600,000
医療費	0	0	1,800,000	0	0	1,800,000	0	1,800,000
支払手数料	0	0	0	0	0	0	120,000	120,000
消耗品費	300,000	86,000	720,000	12,000	36,000	1,154,000	12,000	1,166,000
その他経費計	1,278,000	935,000	3,168,000	123,000	240,000	5,744,000	952,000	6,696,000
経常費用計	1,278,000	935,000	3,168,000	123,000	240,000	5,744,000	1,072,000	6,816,000
当期経常増減額	1,122,000	-315,000	-648,000	-123,000	-240,000	-204,000	298,000	94,000

特定非営利活動法人東屋 設立趣旨書

1 設立の趣旨

近年、国際化が進むにつれ、日本に在住する中国人や、中国に在住する日本人が増加傾向にあります。また、日本と中国は貿易・経済・文化・学術など様々な面での交流が進み、両国間の繋がりは非常に緊密になっています。しかし、その一方で、歴史認識問題や領有権問題などが存在し、たびたび外交問題へと発展する場面が見られ、両国の関係が冷え込むことが断続的に起こっていることもまた現実であります。日本と中国の親交をさらに深め、両国の関係を緊密なものにして、経済や文化等をさらに豊かなものにしていくためには、政府だけに頼るのではなく、民間からも積極的に相互理解へ繋がるために積極的に活動していく必要があると考えます。

そこで、私たちは、長年イベント開催の事業に携わっている設立代表者の経験を生かし、日中友好交流の促進に関する事業として、日中の文化交流を目的とした伝統芸能、武術、音楽、食など体験できるイベントを開催し、中国と日本の人的・文化的交流を積極的に支援し、両国の親交をより深いものとして参ります。現在、日中の文化交流の事業に関心のある中国国籍の方々と連携した企画を進めている段階ですので、法人設立後、早期にイベント開催を実施する予定です。

一方で、現在の日本には子どもの貧困、高齢化、地域交流の希薄化、ペットの飼育放棄などさまざまな課題を抱えており、このような課題は、国籍関係なく、日本に住むすべての人々の生活に関係しております。中国に限らず、海外と繋がりを持つ企業が増えたり、外国人労働者を受け入れる制度が創設されるなど日本社会全体の国際化が進んだことで、日本に住む外国人の数は増加しているため、多文化共生も意識した地域課題への取り組みが必要と考えます。

そこで、私たちは、子ども食堂及び多文化コミュニティ食堂の運営に関する事業、飼い主のいない犬猫の保護、譲渡に関する事業、老親介護の相談支援に関する事業を行い、様々な地域課題に取り組むことで心豊かに安心して生活できる地域社会の実現に寄与して参ります。

加えて、刑務所出所者等の社会復帰支援に関する事業を行います。日本に暮らす方々の中には、心豊かな生活からかけ離れた現実に行き場を無くしてしまっている方々がおります。刑務所からの出所者は、その一部で、犯罪に至る以前からその多くが就労、住居、対人関係、経済的困難、薬物、飲酒等日常生活で多様な問題を抱えており、出所後の社会復帰において、住居、雇用の確保、周囲の理解と受け入れ、相談などの支援の必要性が指摘され続けておりますが、そのような環境の整備はまだまだ足りておらず、再犯に至ってしまうケースが非常に多いため、早急に対応を行う必要があります。

そこで私たちは、受刑中においては手紙のやり取りなどで社会復帰に向けた支援を行うとともに、出所後には、連携のある企業の協力を得て住居や雇用先を紹介し、受け入れ体制を整えて参ります。私たちNPO法人設立メンバーに、受刑中の方々が読む雑誌の編集に携わっている者や以前より出所者の再犯防止に努め相談支援を行っている者がいるため、早期に支援活動を広めていく計画です。

開設にあたっては、契約締結の面など事業の遂行上法人格が必要となること、また協力団体・企業、支援者を増やし連携していくためには積極的に情報公開を行い、社会的信用を高めていくことができる特定非営利活動法人が最適と考え、特定非営利活動法人東屋を設立することにしました。

当法人は、広く一般市民を対象として、日中の文化交流、多文化交流、地域コミュニティの構築、動物愛護活動、刑務所出所者等の社会復帰支援、老親介護の相談支援等を行うことで、日中友好の懸け橋になるとともに、すべての人々の心豊かな生活の実現を図り、もって広く公益に寄与することを目的とし、社会に貢献していきたいと考えております。

2 申請に至るまでの経緯

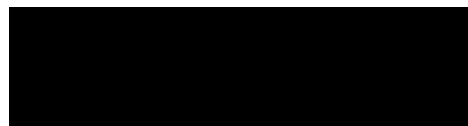
令和7年6月25日午後1時より 発起人会を開き、設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和7年度及び令和8年度の事業計画、活動予算、役員の方を審議し決定した。

令和7年7月9日午後1時より 設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和7年度及び令和8年度の事業計画、活動予算、役員の方を提案し、審議の上決定した。

もって、特定非営利活動法人東屋の設立を申請する。

令和7年7月9日

設立代表者 住所又は居所



氏名 星野 太平洋